

個別実証事業申請書等 提出物

1. 様式1号

赤字 : 記入例

青囲い : 注意事項やポイントの解説部分

様式1号 令和 3年 4月 15日

**J A S 構造材個別実証支援事業申請書**

一般社団法人全国木材組合連合会  
会長 鈴木 和雄 殿

宣言事業者No. 9999  
会社名 **JAS構造材建設株式会社**  
住 所 東京都千代田区永田町2-4-3永田町ビル6F  
代表者役職名・氏名  
代表取締役社長 製材 太郎

当社は、JAS構造材個別実証支援事業助成金交付規程に基づき、下記物件について必要資料を添えて個別実証支援事業に申請します。

記

**1. 物件の概要**

1. 物件の名称	全木連事務所 新築工事
2. 物件の所在地	東京都●●区●●町●●-●●
3. 事業担当者の所属・氏名	JAS構造材建設株式会社 建設部 梓組 次郎
4. 事業担当者の連絡先	〒100-0014 住所： 東京都千代田区永田町2-4-3永田町ビル4F Tel: 03-●●-●●●● Fax: 03-●●-●●●● E-mail: JAS@●●●.jp
5. 共同申請者の有無 (☑印)	※「あり」の場合、「様式6号(共同申請)」に必要事項を記載し提出 <input checked="" type="checkbox"/> あり

\*E-mailのアドレスの記入は必須とします。

**2. 付属資料**

別添のとおり

・宣言登録後に申請可能となります。二次募集の受け付け締め切りは2021年5月28日です。

・対象物件の建築業者であり、活用宣言で工事施工者として登録していることが要件です(詳細は公募要領第4を参照)。

・押印は不要です。

・3件以上申請する場合には、山元の素材生産事業者等と安定供給などの協定の締結したJAS構造材生産施設を有する宣言事業者との共同申請が必要です。

# 個別実証事業申請書等 提出物

## 1. 様式1号

別添

### JAS構造材個別実証支援事業申請書付属資料

1. 事業番号	申請時空欄（事業申請受付後に決定します。）		
2. 事業者名	JAS構造材建設株式会社 建設部		
3. 物件名	全木連事務所 新築工事		
4. 建築確認申請の物件の用途	事務所		
用途番号： 08470	用途：	事務所	
5. 物件の階数	地上 2 階	地下 0 階	
6. 延べ床面積	建築確認申請の延べ床面積 366.3 m <sup>2</sup>		
7. JAS構造材の種類	※指定する構造部に使用するJAS構造材のすべての品目に☑を入れる。		
<input checked="" type="checkbox"/> 機械等級区分構造用製材			
<input type="checkbox"/> 枠組壁工法構造用製材（枠組壁工法構造用たて継ぎ材を含む）			
<input type="checkbox"/> 構造用集成材（中断面（注：短辺7.5cm×長辺15cm）以上のものに限る）			
<input type="checkbox"/> 構造用単板積層材（LVL）			
<input checked="" type="checkbox"/> 直交集成材（CLT）			
8. 助成対象木材の建て方完了予定月	令和 2 年 7 月	<input type="checkbox"/> 上 <input checked="" type="checkbox"/> 中 <input type="checkbox"/> 下	旬ころ

・08160(宗教施設)及び08600（個室付浴場業等）、並びに3階以下の08010（一戸建ての住宅）及び08060（住宅で事務所、店舗等の用途を兼ねるもの）は助成対象外です。

・新築及び増改築する助成対象の床面積が10 m<sup>2</sup>を超えるものであることが条件です。（詳細は公募要領第6を参照）

・⑤一次募集の建て方の完了予定日は令和3年8月31日まで、二次募集の建て方の完了予定日は令和3年11月30日までとなります。

○ 3件以上申請する場合は、次欄も記載する。

申請の要件を満たす確認情報	
(1) クリーンウッド法登録番号	●●-CLW-●● 登録年月日：平成31 年 ● 月 ● 日
(2) 安定供給協定(交付規程第4の力)の締結	<input checked="" type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> ない <input type="checkbox"/> 未入力

・3件以上申請する場合にはクリーンウッド法の登録と、安定供給協定の締結の両方の条件を満たすことが必要です。

#### ※添付する付属資料

添付したものをチェック

- 様式1号 別紙1
- 助成対象のJAS構造材等が種類ごとに明瞭に色分け（凡例を表示すること。）され判別することが可能な配置図、平面図（部屋の用途が記載されたもの）、立面図、軸組図及び梁伏せ図
- 建築基準法第6条の規定による建築確認申請書一式の写し（受付印のあるもの）
- 建築工事業又は大工工事業の許可証の写し
- 調達費算定のもとになった資料（JASの品目区分が記載された見積もり等）
- エクセルデータ『調達費算定表』は info@jas-kouzouzai.jp 宛にメールで送付をして下さい。
- 助成金振込先の資料（金融機関及び本支店の名称、預金口座の種類、番号、名義）
- 公募要領第4の力の安定供給協定の締結等に関する資料（3件以上申請する者）

・提出前に事前チェックを行い、提出資料に過不足がないようにしてください。

個別実証事業申請書等 提出物

1. 様式1号(共同申請)

様式1号(共同申請)	
<p>共同申請者 連携① 宣言事業者No. <b>9998</b> 事業者名 <b>株式会社JAS設計事務所</b> 代表者職名・氏名 <b>代表取締役社長</b> <b>直交 三郎</b></p> 	<p>共同申請者 連携② 宣言事業者No. <b>9997</b> 事業者名 <b>株式会社 全木プレカット</b> 代表者職名・氏名 <b>代表取締役社長</b> <b>積層 板四郎</b></p> 
<p>共同申請者 連携③ 宣言事業者No. 事業者名 代表者職名・氏名</p> <p style="text-align: right;">印</p>	<p>共同申請者 連携④ 宣言事業者No. 事業者名 代表者職名・氏名</p> <p style="text-align: right;">印</p>
<p>共同申請者 連携⑤ 宣言事業者No. 事業者名 代表者職名・氏名</p> <p style="text-align: right;">印</p>	<p>共同申請者 連携⑥ 宣言事業者No. 事業者名 代表者職名・氏名</p> <p style="text-align: right;">印</p>

- 共同申請を行う場合には宣言事業者 No.、社名、代表者名を記入し、押印してください。
- 本年度事業において3件以上申請する場合には、山元の素材生産事業者等と安定供給などの協定の締結した JAS 構造材生産施設を有する宣言事業者との共同申請が必要です
- 共同申請者に変更がある場合は、取り下げ申請をした上で、変更後の事業者名により再度申請する必要がありますのでご注意ください。

個別実証事業申請書等 提出物

1. 様式1号 別添1

別紙1 助成対象木材の明細

1. 木材使用量 単位：m<sup>3</sup>（小数点以下切り捨て整数止め）

区 分	総 量	うち国産材
物件に使用する全ての木材の総量 *1	103 m <sup>3</sup>	95 m <sup>3</sup>
うち林産物JAS使用量 *2	90 m <sup>3</sup>	82 m <sup>3</sup>

\*1 申請物件に係るすべての木材使用量（ただし、パーティクルボード、繊維板を除く。）を記入。

\*2 申請物件に係るすべてのJAS格付けのある木材の使用量を記入。

2. 助成対象となる階ごとのJAS構造材使用量及びその他林産物JASの上限材積 単位：m<sup>3</sup>（小数点以下5位切り捨て）

区 分	助成対象となる階							JAS構造材の使用量の合計	JAS構造材のうち 国産材使用量
	1階	2階	3階	4階	5階	6階	その他の階		
構造用製材（機械等級）	0.6449	0.7938	0.4961					1.9348	1.9348
構造用製材（目視等級）	0.1984	0.1984	0.1984					0.5952	0.5952
2×4 構造用製材									
直交集成板（CLT）	9.7200	25.5813	27.4612					62.7625	62.7625
構造用集成材（中断面以上）									
構造用LVL									
JAS構造材使用量計	10.5633	26.5735	28.1557					65.2925	65.2925
その他林産物JAS助成 の上限材積									上限材積 65.2925

入力数値は、調達費算定表から転記してください。

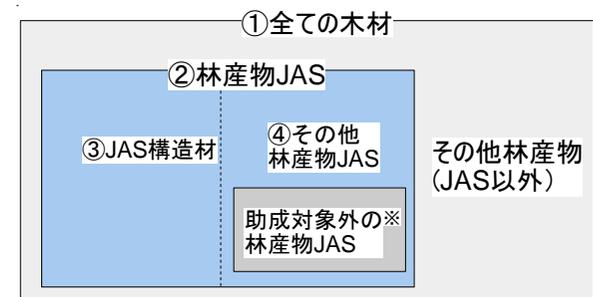
・グレーの部分は自動計算です。（入力不要）

・機械等級の材積がゼロの場合、または見積書にSD15、SD20、D15、D20、D25のいずれかの表示がない目視等級製材は、その他林産物JASとなります。

・中断面以上とは、「短辺 7.5 cm 以上かつ長辺 15 cm 以上」の断面を指します。

■ 「JAS 構造材」等の分類について

- ・別紙1「1.木材使用量」には「①全ての木材」とJAS以外を除いた「②林産物JAS」の使用量（材積）を記入します。
- ・別紙1「2.助成対象となる階ごとのJAS構造材使用量及びその他林産物JASの上限材積」には、右図のうち「③JAS構造材」のみの材積を記入します。



※上限材積を超えた分のその他林産物JASや非構造部材にしか使用しないJAS材が該当します。

図 2-1 JAS 構造材等の分類

個別実証事業申請書等 提出物

1. 様式1号 別添1

3. その他林産物 J A S 内訳

単位:m<sup>3</sup>(小数点以下5位切り捨て)

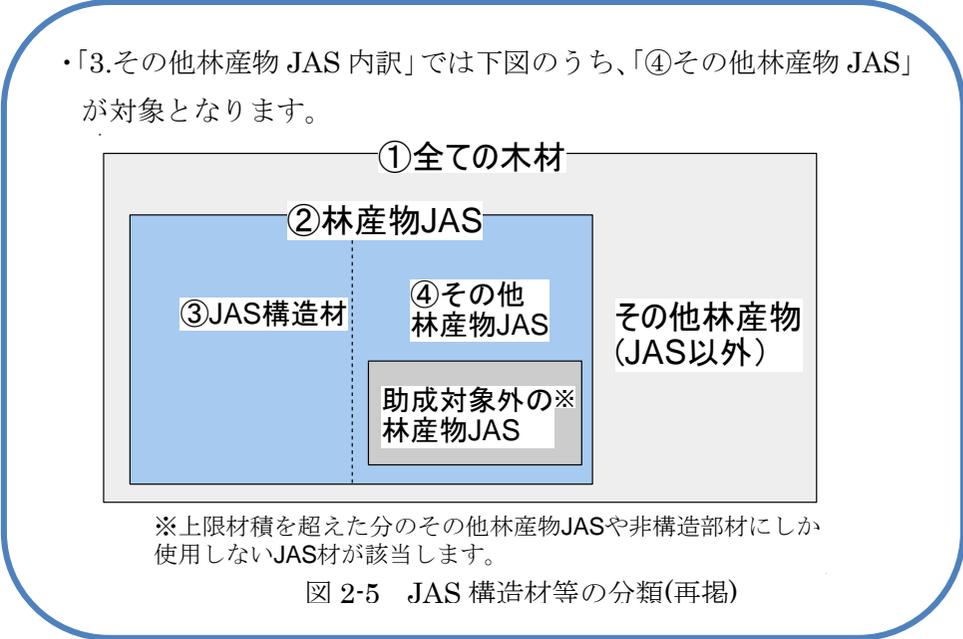
J A S 規格の区分	その他林産物 J A S の品目	使用量	うち国産材
製 材	<input checked="" type="checkbox"/> 目視等級区分構造用製材 (グリーン材)	0.6615 m <sup>3</sup>	0.6615 m <sup>3</sup>
	<input type="checkbox"/> 造作用製材	m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>
	<input type="checkbox"/> 下地用製材	m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>
	<input type="checkbox"/> その他	m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>
	<input type="checkbox"/> 機械等級区分構造用製材※	m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>
	<input type="checkbox"/> 目視等級区分構造用製材※	m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>
枠組壁工法構造用製材 (たて継ぎ材を含む)※	<input type="checkbox"/> 枠組壁工法構造用製材※ (たて継ぎ材を含む)	m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>
集 成 材	<input type="checkbox"/> 造作用集成材	m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>
	<input checked="" type="checkbox"/> 構造用集成材 (小断面)	5.8245 m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>
	<input type="checkbox"/> 構造用集成材 (中断面以上)※	m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>
直交集成板 (CLT)	<input type="checkbox"/> 直交集成板 (CLT)※	m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>
単板積層材 (LVL)	<input type="checkbox"/> 造作用LVL	m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>
	<input type="checkbox"/> 構造用LVL※	m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>
構造用パネル (OSB)	<input type="checkbox"/> 構造用パネル (OSB)	m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>
合 板	<input checked="" type="checkbox"/> 構造用合板	3.5773 m <sup>3</sup>	3.5773 m <sup>3</sup>
	<input type="checkbox"/> 普通合板	m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>
	<input type="checkbox"/> その他 ( )	m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>
フローリング	<input type="checkbox"/> フローリング	m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>
その他 ( )	<input type="checkbox"/>	m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>
その他林産物 J A S 使用量の合計 (a)		10.0633 m <sup>3</sup>	
その他林産物 J A S の上限材積 (b) (表2から算出された上限の量)		65.2925 m <sup>3</sup>	
助成対象となるその他林産物 J A S の材積 (a) 又は (b) の少ない方の数量)		10.0633 m <sup>3</sup>	

入力数値は、調達費算定表から転記してください。

・その他林産物 JAS の記入欄ですので、JAS 構造材は記入しないでください。

・オレンジ色のセルは、当該 JAS 規格の製品を非構造材としてのみ使用する場合に記入します。

・小断面とは、「短辺 7.5 cm未満、または長辺 15 cm未満」の断面を指します (以下、「75 mm以上×150 mm以上」)。例えば、12 cm角の柱は小断面ですが、15 cm角の柱は中断面以上となります。



※JAS構造材に該当する品目の部材の全量が構造部以外の用途に使用される場合、その品目の部材は「その他林産物JAS」に計上する。



個別実証事業申請書等 提出物  
2. 調達費の算出根拠となる見積書

※見積書の1例を示します。

見積書

令和2年4月1日

JAS構造材建設株式会社 御中

下記のとおり御見積もり申し上げます。

株式会社 全木プレカット  
埼玉県●●市●●●●●●  
tel 048-●●●●-●●●●

物件名：全木連事務所 新築工事

納期：別途お打ち合わせ

見積有効期限：令和2年4月末

金額 ￥ 3,800,000 (税抜)

番号	名称	規格、仕様		数量 (枚)	単価 (円/枚)	金額 (円)	材積 (m <sup>3</sup> )	備考
		樹種	種類、等級 寸法(mm)					
1	柱	ヒノキ	JAS機械等級製材/E90 105 × 105 × 2790	38	※※※	※※※	※※※	JAS構造材
2	柱	ヒノキ	JAS機械等級製材/E90 105 × 105 × 2950	9	※※※	※※※	※※※	JAS構造材
3	柱	ヒノキ	JAS機械等級製材/E90 105 × 105 × 2950	19	※※※	※※※	※※※	JAS構造材
4	柱	ヒノキ	JAS機械等級製材/E90 105 × 105 × 2400	2	※※※	※※※	※※※	JAS構造材
5	柱	ヒノキ	JAS目視等級製材/1級SD20 105 × 105 × 2700	18	※※※	※※※	※※※	JAS構造材
6	土台	ヒノキ	JAS目視等級製材/1級SD20 105 × 105 × 3050	50	※※※	※※※	※※※	JAS構造材
7	梁	スギ	JAS構造用集成材/E70-F225 105 × 210 × 2500	42	※※※	※※※	※※※	JAS構造材
8	梁	スギ	JAS構造用集成材/E70-F225 105 × 210 × 4000	65	※※※	※※※	※※※	JAS構造材
9	梁	スギ	JAS構造用集成材/E70-F225 105 × 120 × 2500	67	※※※	※※※	※※※	その他林産物JAS材
10	梁	スギ	JAS構造用集成材/E70-F225 105 × 120 × 4000	67	※※※	※※※	※※※	その他林産物JAS材
11	大引き	ヒノキ	製材/無等級 105 × 105 × 3050		※※※	※※※	※※※	助成対象外
88	鉛直構面	ラージ	JAS構造用合板/特類1級C-D 1820 × 910 × 12	12	※※※	※※※	※※※	その他林産物JAS材
89	鉛直構面	ラージ	JAS構造用合板/特類1級C-D 1820 × 910 × 12	4	※※※	※※※	※※※	その他林産物JAS材
90	プレカット基本料			1式	※※※	※※※	※※※	
91	構造材プレカット費				12	※※※	※※※	
92	羽柄材プレカット費				15	※※※	※※※	
93	送料			1式	※※※	※※※	※※※	
94	値引き				※※※	※※※	※※※	
合 計						※※※	※※※	

- JAS であること、JAS の等級を明示してください。
- 目視等級については乾燥処理の記載が必要です。  
乾燥処理あり：JAS 構造材  
乾燥処理なし：その他林産物 JAS

- 集成材にあつては断面の種類または断面寸法が必要です。  
75 mm以上×150 mm以上 (中断面以上)：JAS 構造材  
上記以外 (小断面)：その他林産物 JAS

- その他林産物 JAS が助成対象材積を超え、対象と対象外を分ける場合には、何 m<sup>3</sup> まで対象とするのかを備考欄に明記してください。

## 個別実証事業申請書等 提出物

### 4. 図面（申請物件の助成対象となる JAS 構造材等が種類毎に明瞭に色分けされた配置図、平面図、立面図、軸組図及び梁伏せ図等）

必要な図面とは、配置図の他、申請物件の助成対象となる JAS 構造材及びその他林産物 JAS 材が種類ごとに明瞭に色分けされた平面図、立面図、軸組図及び梁伏せ図等です。

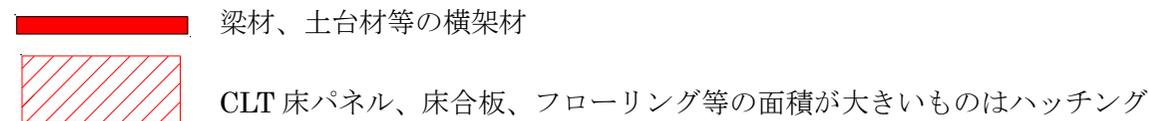
#### ■凡例マーカー

下記に凡例マーカー例を示します。例は赤色ですが、適宜見分けが付きやすいように色分けしてください。

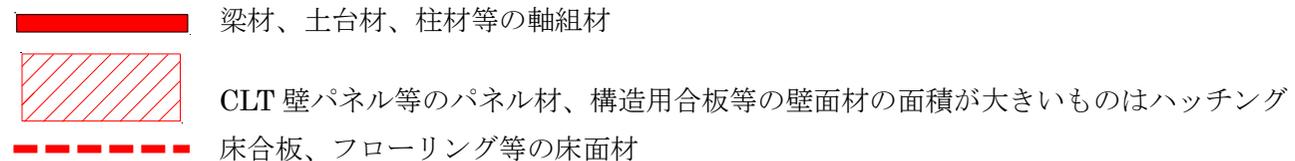
##### ・平面図における凡例



##### ・梁伏図、土台伏図等における凡例



##### ・軸組図等における凡例



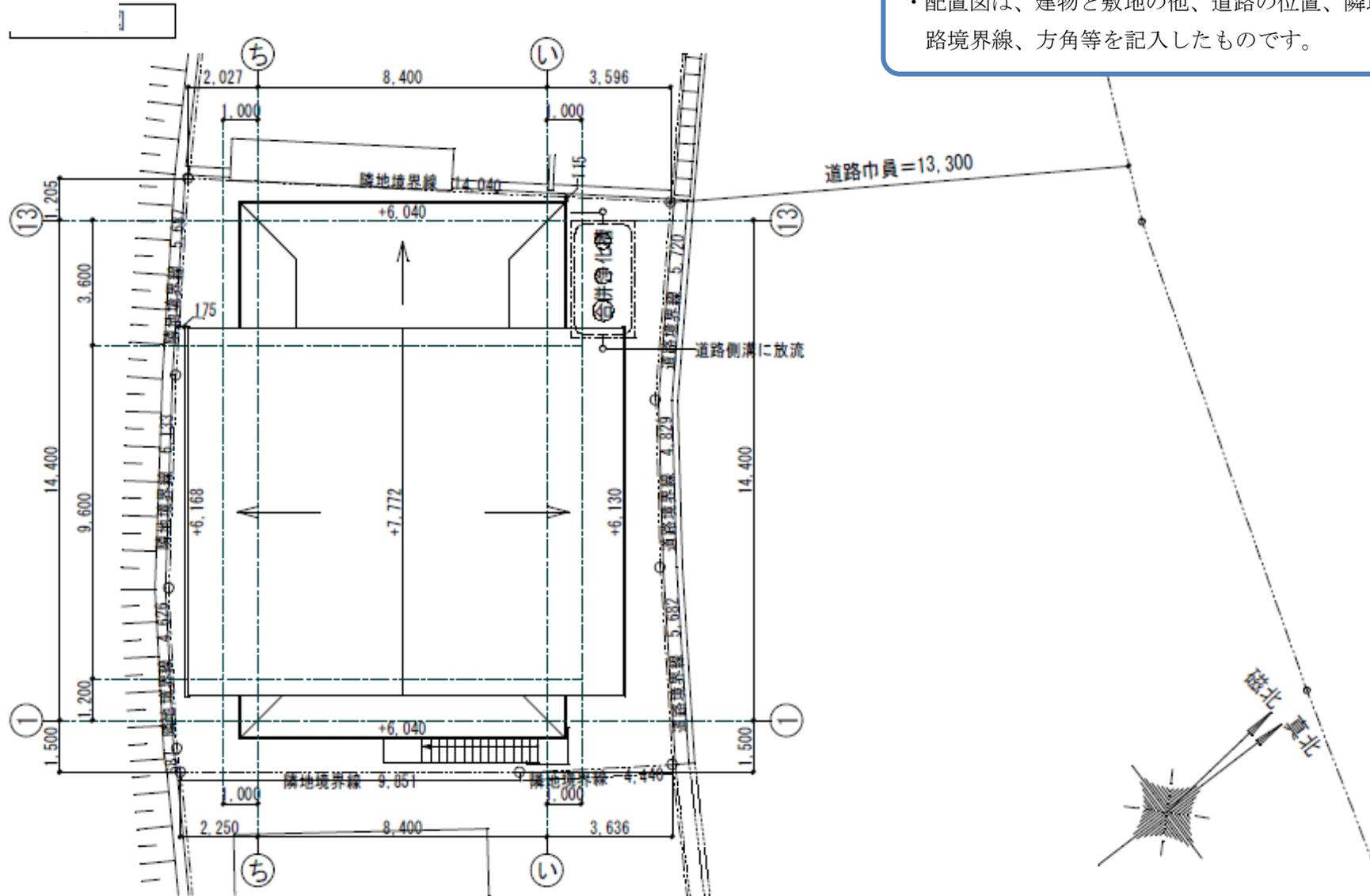
#### ■材料名の表記

- ・材料名は JAS の種類が分かるように記載してください。  
例) JAS 構造材：機械等級製材 スギ E70
- ・目視等級製材を JAS 構造材として申請する場合は、乾燥処理の種類を記入してください。  
例) JAS 構造材：目視等級製材 スギ甲種 I 級 SD20
- ・構造用集成材は、断面サイズを記入してください。  
例) JAS 構造材：スギ構造用集成材 E105-F255 中断面以上

個別実証事業申請書等 提出物

4. 図面（申請物件の助成対象となる JAS 構造材等が種類毎に明瞭に色分けされた配置図、平面図、立面図、軸組図及び梁伏せ図等）

■ <配置図の例>

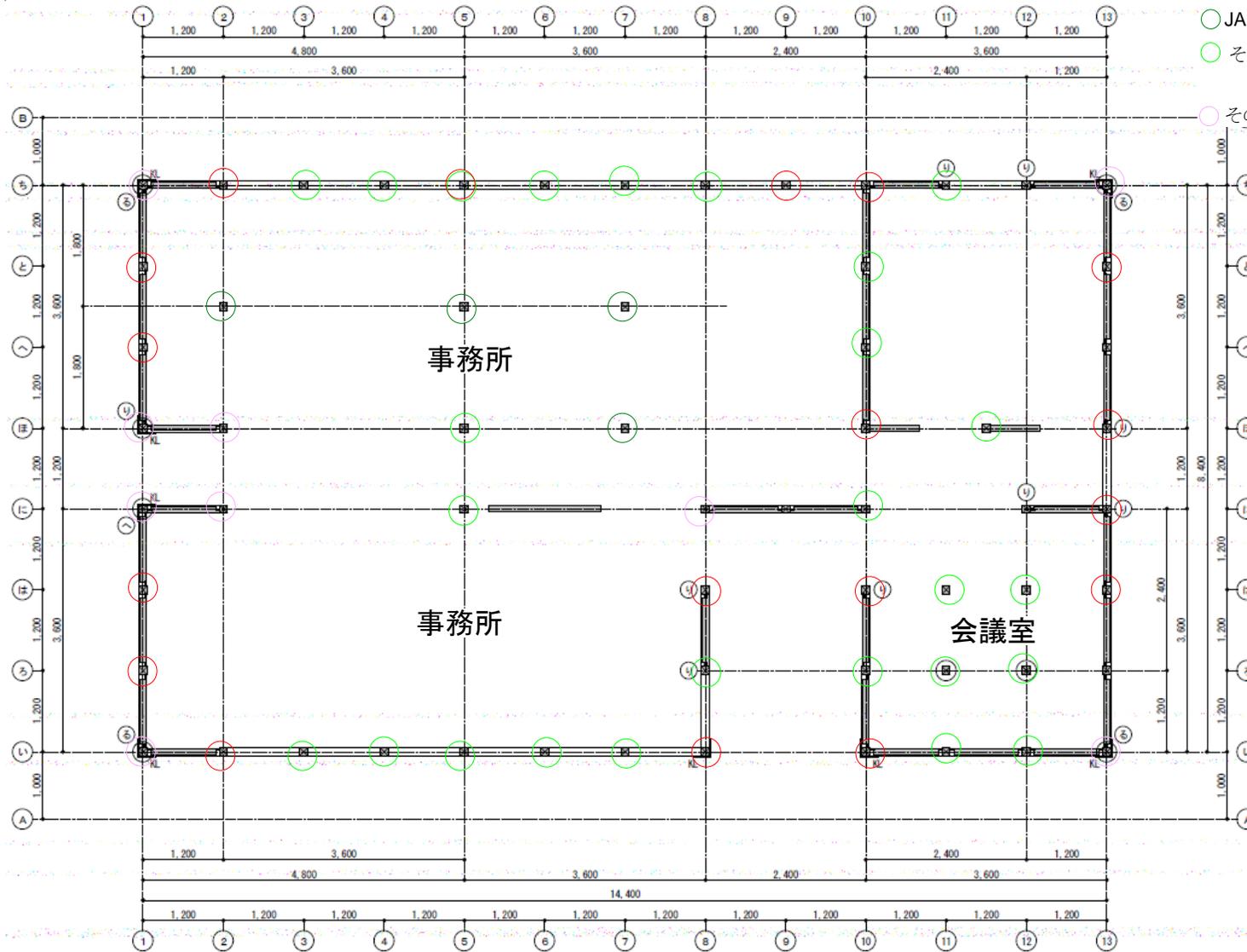


個別実証事業申請書等 提出物

4. 図面（申請物件の助成対象となる JAS 構造材等が種類毎に明瞭に色分けされた配置図、平面図、立面図、軸組図及び梁伏せ図等）

■ <軸組構法 平面図の例>（※枠組壁工法もこれに準ずる）

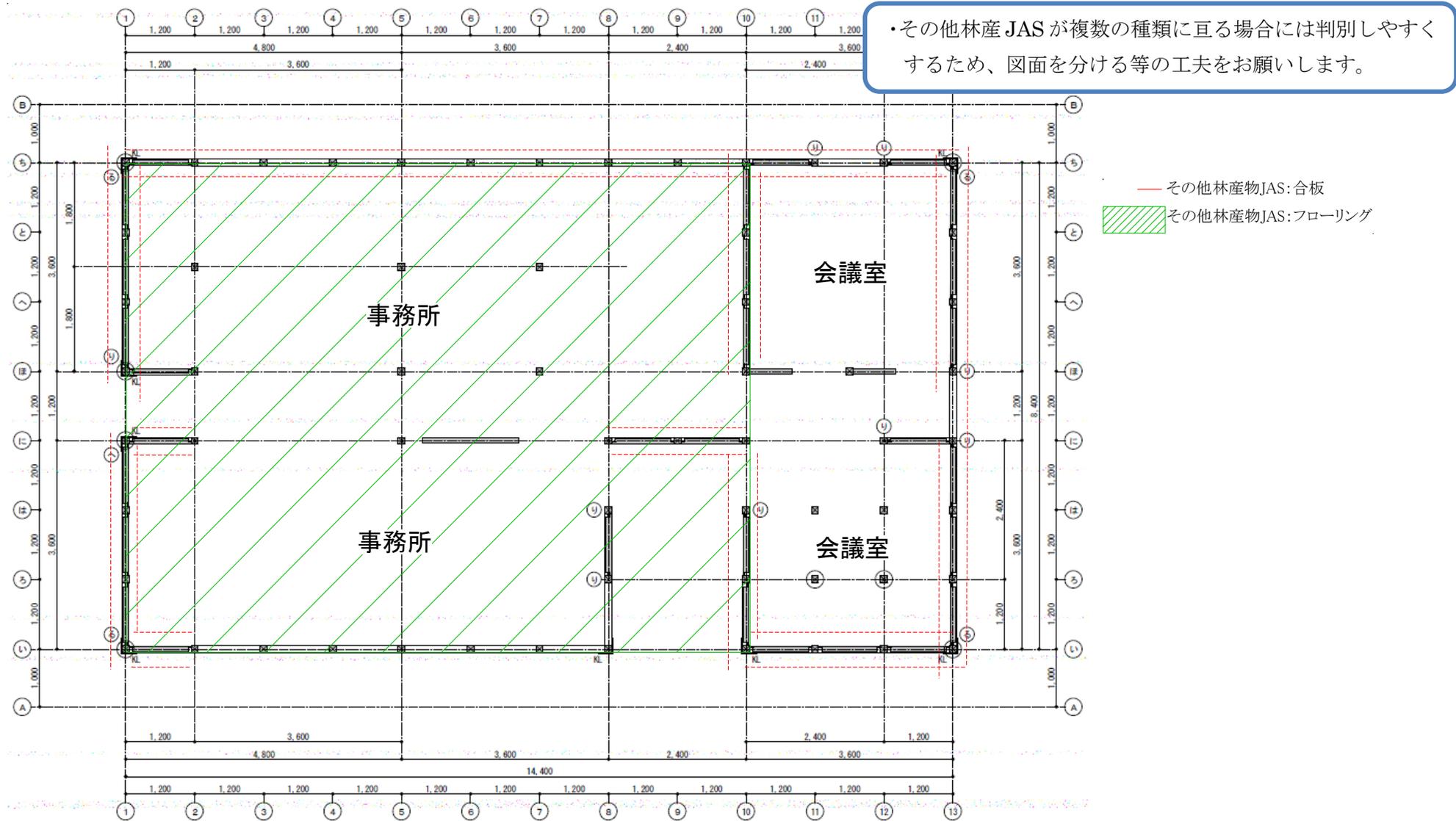
- JAS構造材：機械等級製材 ヒノキE90
- JAS構造材：目視等級製材 ヒノキ甲種1級 SD20
- その他林産物JAS材：目視等級製材 ヒノキ乙種1級 乾燥処理無し
- その他林産物JAS材：スギ集成材E105-F255 小断面



個別実証事業申請書等 提出物

4. 図面（申請物件の助成対象となる JAS 構造材等が種類毎に明瞭に色分けされた配置図、平面図、立面図、軸組図及び梁伏せ図等）

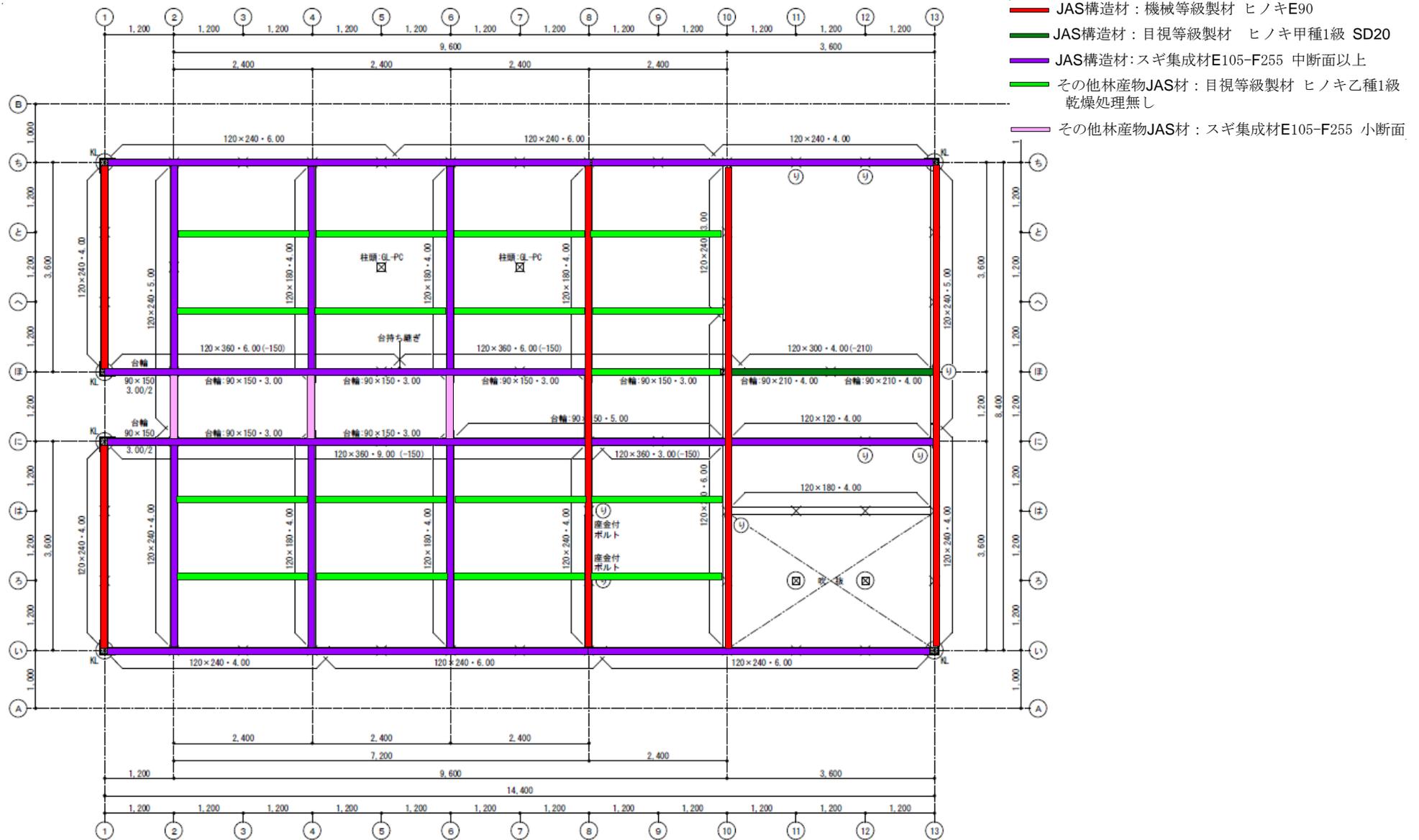
■ <軸組構法 平面図の例>（※枠組壁工法もこれに準ずる）



個別実証事業申請書等 提出物

4. 図面（申請物件の助成対象となる JAS 構造材等が種類毎に明瞭に色分けされた配置図、平面図、立面図、軸組図及び梁伏せ図等）

■ <軸組構法 梁伏せ図の例>（※枠組壁工法もこれに準ずる）





個別実証事業申請書等 提出物

4. 図面（申請物件の助成対象となる JAS 構造材等が種類毎に明瞭に色分けされた配置図、平面図、立面図、軸組図及び梁伏せ図等）

■ <CLT パネル工法 平面図の例>

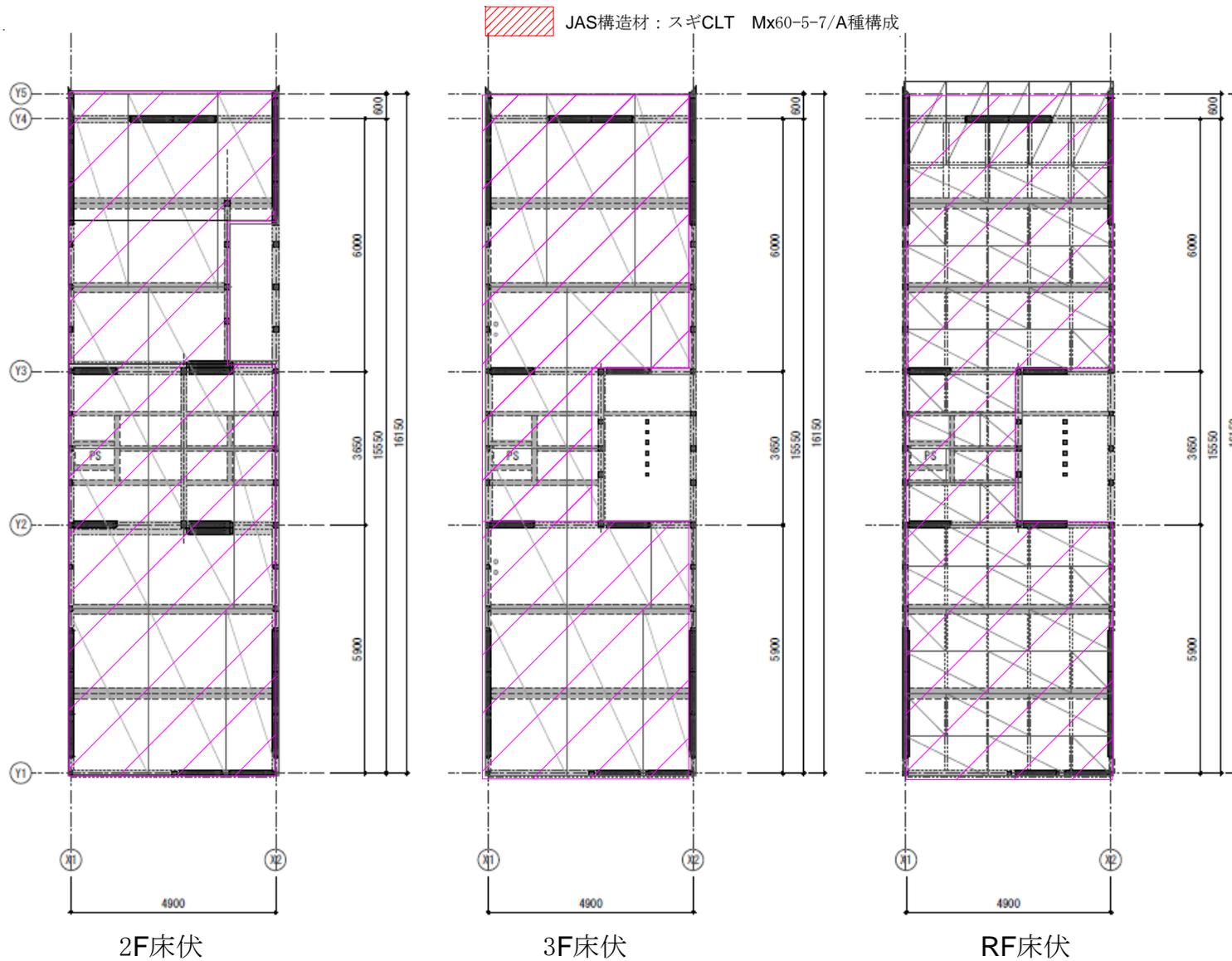
- JAS構造材：スギCLT S60-5-5/A種構成
- JAS構造材：機械等級製材 ヒノキE90
- JAS構造材：目視等級製材 ヒノキ甲種1級 SD20

・CLT パネル工法告示 611 号では、長期荷重のみ負担する軸組材料も併用することが可能であるため、製材や集成材等を併用することが可能です。



4. 図面（申請物件の助成対象となる JAS 構造材等が種類毎に明瞭に色分けされた配置図、平面図、立面図、軸組図及び梁伏せ図等）

■ <CLT パネル工法 床伏図の例>



・CLT の床は、割り付け方法が分かるように図示してください。

例)

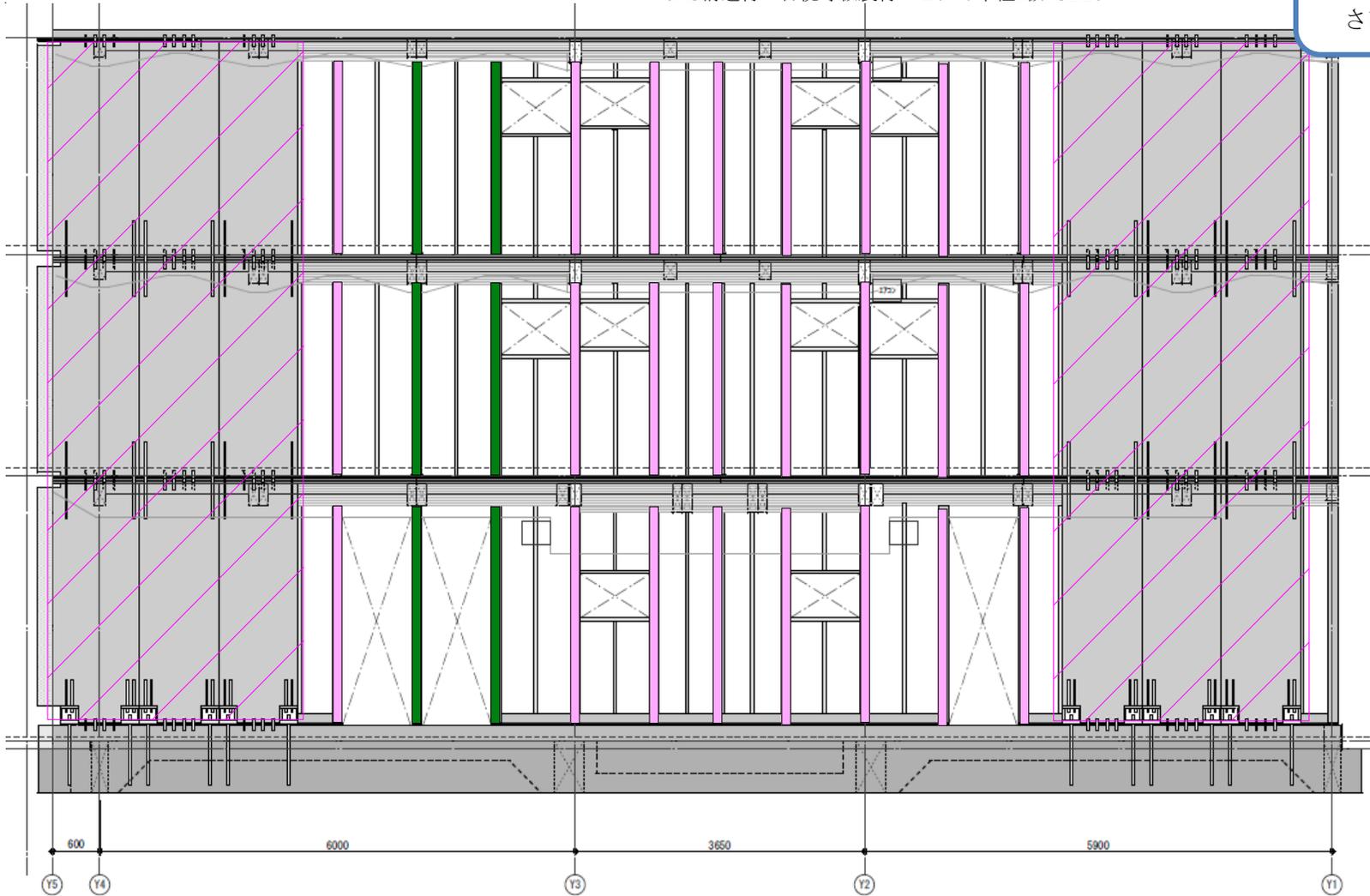
個別実証事業申請書等 提出物

4. 図面（申請物件の助成対象となる JAS 構造材等が種類毎に明瞭に色分けされた配置図、平面図、立面図、軸組図及び梁伏せ図等）

■ <CLT パネル工法 軸組図の例>

-  JAS構造材：スギCLT S60-5-5/A種構成
-  JAS構造材：機械等級製材 ヒノキE90
-  JAS構造材：目視等級製材 ヒノキ甲種1級 SD20

・CLT の壁は、割り付け方法が分かるように図示してください



個別実証事業申請書等 提出物

6. 振込先口座情報

JAS 構造材実証支援事業助成金支払いに係る金融機関情報

記載日: 令和 3 年 4 月 1 日

・振込先名義は、申請者と同一の法人名義としてください。

申請企業名	JAS 構造材建設株式会社
代表者氏名	代表取締役社長 製材 太郎
ご担当者	集成 材六郎
ご担当者電話番号	03-●●-●●

フリガナ(半角か)	クロマルクロマル	金融機関コード
金融機関名	●●銀行	
フリガナ(半角か)	サンカクサンカク	店番
本・支店名	△△支店	
預金種目	<input checked="" type="checkbox"/> 普通預金 <input type="checkbox"/> 当座預金    (いずれかに☑)	
口座番号	● ● ● ● ● ● ● ● ● ●	左詰め
フリガナ(半角か)	ジャスコウゾウザイケンセツ カ)	
口座名	JAS 構造材建設株式会社	

※預金通帳の裏表紙など預金者名(カタカナ)、口座番号等が明記されたページのコピーを添付してください。